

平成三十年五月二日提出  
質問第二七〇号

「国政モニター」のサイトで外国人に対するヘイトスピーチ、誹謗中傷が閲覧出来る状態になっっていることに関する質問主意書

提出者 初鹿 明 博

「国政モニター」のサイトで外国人に対するヘイトスピーチ、誹謗中傷が閲覧出来る状態に

なっていることに関する質問主意書

五月二日の毎日新聞朝刊に、内閣府政府広報室が国民の意見を募るために行っていた「国政モニター」のサイトに、ヘイトスピーチや誹謗中傷のような意見が掲載されたままとなっている、との記事が掲載されました。

確認したところ、五月二日の段階で、外国人に対するヘイトスピーチや誹謗中傷、事実誤認に基づく批判が閲覧出来る状態になっていました。

政府広報室はモニター募集の際、誹謗中傷、差別的な内容、そのほかの不適切であると判断される意見は提出されても公表しないとの留意事項を掲げています。

以上を踏まえ、以下質問します。

- 一 政府は、この留意事項に基づいて、意見の内容を掲載前にチェックしていましたか。
- 二 チェックしていたとすると、サイトに掲載された意見は不適切でないと判断したということですか。
- 三 事前のチェックが行われていなかったとすると、その理由を明らかにされたい。

四 在日韓国人六十四万人中四十六万人が生活保護を受給しているという明らかな事実誤認もそのまま掲載されていますが、このような明らかな間違いを訂正したり、意見を出した方に対して訂正を求めることなく掲載している理由を明らかにされたい。

五 今後、一般の方からの意見等を政府のサイトに掲載する場合は、明らかに事実誤認しているものについては訂正を求めるか、もしくは事実は異なる旨の注釈をつけるかすべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

右質問する。